

第102回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第5日)

令和3年3月24日(水曜日)

出席議員 (13名)	1番	金 澤 孝 良	2番	児 玉 雅 善
	3番	加 古 原 瑞 樹	4番	千 種 和 英
	5番	小 林 裕 和	6番	廣 利 一 志
			8番	岡 本 義 次
	9番	金 谷 英 志	10番	山 本 幹 雄
	11番	岡 本 安 夫	12番	西 岡 正
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	石 堂 基
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	中石嘉勝	書記	大上千佳
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	浅野博之	総務課長	藤木卓
	企画防災課長	服部憲靖	税務課長	大永和重
	住民課長	山田裕彦	健康福祉課長	福本秀基
	高年介護課長	長峰忠夫	農林振興課長	松阪鉄矢
	農林振興課特命参事	衣笠俊博	商工観光課長	真岡伯好
	建設課長	重崎勇人	上下水道課長	梶本周作
	上月支所長	高見浩樹	南光支所長	竹内秀夫
	三日月支所長	服部吉純	会計課長	尾崎基彦
	教育課長	宇多雅弘	生涯学習課長	安東文裕
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 議案第 22 号 町有財産の無償貸付けについて（旧木村邸建物及び敷地）（委員長報告）
- 日程第 2. 議案第 29 号 佐用町三日月支所等複合施設条例の制定について（委員長報告）
- 日程第 3. 議案第 30 号 佐用町三日月地域交流センター条例の制定について（委員長報告）
- 日程第 4. 議案第 24 号 第 3 次佐用町健康増進計画及び第 3 次佐用町食育推進計画並びに第 2 次佐用町自殺対策計画の策定について（委員長報告）
- 日程第 5. 議案第 27 号 佐用町国民健康保険給付費準備基金条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 6. 議案第 32 号 佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 7. 議案第 49 号 令和 3 年度佐用町一般会計予算案について（委員長報告）
- 日程第 8. 議案第 50 号 令和 3 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案について（委員長報告）
- 日程第 9. 議案第 51 号 令和 3 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案について（委員長報告）
- 日程第 10. 議案第 52 号 令和 3 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案について（委員長報告）
- 日程第 11. 議案第 53 号 令和 3 年度佐用町介護保険特別会計予算案について（委員長報告）
- 日程第 12. 議案第 54 号 令和 3 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案について（委員長報告）
- 日程第 13. 議案第 55 号 令和 3 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案について（委員長報告）
- 日程第 14. 議案第 56 号 令和 3 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案について（委員長報告）
- 日程第 15. 議案第 57 号 令和 3 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案について（委員長報告）
- 日程第 16. 議案第 58 号 令和 3 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案について（委員長報告）
- 日程第 17. 議案第 59 号 令和 3 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案について（委員長報告）
- 日程第 18. 議案第 60 号 令和 3 年度佐用町石井財産区特別会計予算案について（委員長報告）
- 日程第 19. 議案第 61 号 令和 3 年度佐用町水道事業会計予算案について（委員長報告）
- 日程第 20. 発議第 1 号 佐用町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第 21. 議案第 63 号 工事請負契約の変更について（史跡利神城跡重要文化財等防災施設整備工事）
- 日程第 22. 議案第 64 号 工事請負契約の変更について（久崎・大酒浄水場緩速ろ過池更生工事）
- 日程第 23. 閉会中の常任委員会所管事務調査について
- 日程第 24. 議員派遣について
-

午前 0 9 時 3 0 分 開議

議長（石堂 基君） おはようございます。

議員並びに町当局の皆様には、おそろいでご出席を賜り、誠に御苦労さまです。

今期定例会も最終日を迎えましたが、本日も、慎重にご審議賜りますよう、お願いいたします。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴者におかれましては、傍聴中に守らなければならない事項を遵守していただき、静粛に傍聴いただきますようお願いいたします。

それでは、直ちに日程に入ります。

日程第 1. 議案第 22 号 町有財産の無償貸付けについて（旧木村邸建物及び敷地）（委員長報告）

日程第 2. 議案第 29 号 佐用町三日月支所等複合施設条例の制定について（委員長報告）

日程第 3. 議案第 30 号 佐用町三日月地域交流センター条例の制定について（委員長報告）

議長（石堂 基君） まず、日程第 1 から日程第 3 までを、一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 1、議案第 22 号、町有財産の無償貸付けについてから、日程第 3、議案第 30 号、佐用町三日月地域交流センター条例の制定についてまでを一括議題とします。

議案第 22 号、議案第 29 号及び議案第 30 号については、所管の総務常任委員会に審査を付託しておりますので、総務常任委員会の審査報告を求めます。

総務常任委員長、加古原瑞樹議員。

〔総務常任委員長 加古原瑞樹君 登壇〕

総務常任委員長（加古原瑞樹君） 皆さん、おはようございます。

それでは、今期定例会におきまして、本員会に付託を受けておりました案件 3 件について、審査の結果を報告させていただきます。

審査日時は、令和 3 年 3 月 11 日。午前 9 時から午前 11 時 35 分。

審査場所は、本庁舎西館 3 階議員控室及び現地になります。

出席者は、総務常任委員会委員全員と当局からは、町長、副町長、総務課長、企画防災課長、同課まちづくり企画室長、同室地域創生係長、三日月支所長、同支所地域振興室室長補佐。

事務局からは、事務局長と主事であります。

委員会を開会后、現地調査に向かいました。

まずは、平福地域の旧木村邸において、企画防災課長をはじめ当局の説明を受け、無償貸付け物件の確認を行いました。

続いて、三日月支所において、支所長をはじめ当局の説明を受け、改造工事中の施設の状況等を現地確認しました。

現地調査終了後、議員控室に戻り、議案審査に入りました。

まず、議案第 22 号、町有財産の無償貸付けについて（旧木村邸建物及び敷地）については、特に、追加説明はありませんでした。

主な質疑では、貸付期限の根拠はについて、昨年 3 月議会で、酒蔵、建物の無償譲渡と、底地部分の無償貸付けを議決いただいた。その貸付期間の終了に合わせ設定した。酒蔵と母屋の更新時期が同じになるとの答弁。

また、今回整備した部分で、19 年の貸付期間中にある程度の修繕が見込まれると思うが、規模の大きなものについては、どのように対応するのかについて、要因や金額によって、その都度、貸付け方と協議して決定していくべきだと思ふとの答弁。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はありませんでした。

討論を終結し、採決を行いました。

挙手、全員により、本委員会では、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 29 号、佐用町三日月支所等複合施設条例の制定についての審査に入りました。追加説明は、特にありませんでした。

質疑及び討論はなく、採決に入りました。

挙手、全員により本委員会では、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 30 号、佐用町三日月地域交流センター条例の制定についての審査に入りました。追加説明は、特にありませんでした。

質疑及び討論はなく、採決を行いました。

挙手、全員により本委員会では、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、会議規則第 73 条の規定により報告します。

なお、詳細については、委員会記録をご参照ください。以上です。

議長（石堂 基君） 委員長の審査報告は終わりました。

それでは、議案第 22 号から順に、委員長報告に対しての質疑、討論、採決を続けて行います。

まず、議案第 22 号、町有財産の無償貸付けについて、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 22 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 22 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 2、議案第 29 号、佐用町三日月支所等複合施設条例の制定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 29 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 29 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 3、議案第 30 号、佐用町三日月地域交流センター条例の制定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 30 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 30 号は、原案のとおり可決されました。

-
- 日程第 4．議案第 24 号 第 3 次佐用町健康増進計画及び第 3 次佐用町食育推進計画並びに第 2 次佐用町自殺対策計画の策定について（委員長報告）
日程第 5．議案第 27 号 佐用町国民健康保険給付費準備基金条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
日程第 6．議案第 32 号 佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

議長（石堂 基君） 続いて日程第 4 に入ります。日程第 4 から日程第 6 までを、一括議題とします。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。
よって、日程第 4、議案第 24 号、第 3 次佐用町健康増進計画及び第 3 次佐用町食育推進計画並びに第 2 次佐用町自殺対策計画の策定についてから、日程第 6、議案第 32 号、佐用

町介護保険条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題とします。

議案第 24 号、議案第 27 号及び議案第 32 号については、所管の産業厚生常任委員会に審査を付託しておりますので、産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。

産業厚生常任委員長、廣利一志議員。

〔産業厚生常任委員長 廣利一志君 登壇〕

産業厚生常任委員長（廣利一志君） 皆さん、おはようございます。

今議会、産業厚生常任委員会に付託された案件、3 件の審査報告をさせていただきます。

審査日時は、令和 3 年 3 月 12 日、午前 9 時 28 分開会、午前 11 時 16 分開会。

場所は、西館 3 階、議員控室。

出席者は、委員全員。

当局から、町長、副町長、総務課長、健康福祉課長、同課健康増進室長、同室室長補佐、同室室長補佐、住民課長、同課年金・保険室長、同室室長補佐、高年介護課長、同課高年介護室長、同室室長補佐であります。

事務局からは、局長、局長補佐であります。

議案第 24 号について、追加説明をいただきました。

追加説明は、現在推進中の健康増進計画、食育推進計画、自殺対策計画が令和 3 年 3 月末で終了するため、今回、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 カ年を期間とする第 3 次佐用町健康増進計画、食育推進計画、及び、第 2 次自殺対策計画を策定し、健康さよう 21 とし取りまとめた。

第 3 次佐用町健康増進計画は、町民自らの健康づくりを支援するとともに、一人一人の健康に対する意識向上を目的に町民の健康づくりを推進するための計画です。

第 3 次佐用町食育推進計画は、健康な「こころ」と「からだ」をつくり、生きる力と豊かな人間性を育むを基本理念とし、食育を推進する計画です。

第 2 次佐用町自殺対策計画は、一人一人が生きがいや希望を持って暮らすことができる自殺のない社会づくりを展開するための計画です。

3 つの計画策定には、学識経験者や関係団体の代表者及び公募委員などで構成の佐用町保健対策推進協議会委員に計画策定委員を委嘱し、協議策定した。

また、保育園・幼稚園の保護者、小中高校生、特定健診受診者にアンケート調査を実施して、食生活や健康にかかわる実態や意識などを集約して、計画に反映している。

現在の第 1 次自殺対策計画は、関連の健康増進計画及び食育推進計画の期間終了にあわせてため、2 カ年計画とし、前回計画と大きな変更はない。

なお、3 つの計画は、1 月に町ホームページ、各支所、出張所で町民の皆さんに素案を公表し、意見募集を行ったが、計画に対する意見はなかった。

質疑は、「おしゃべりクッキング」、「リーダー養成講座」に、健康増進室がどう関わり、指導しているのか。答弁として、「おしゃべりクッキング」は、地域の高齢者の食生活を見直すため、ボランティアの方たちが食事の指導をしているが、栄養士が講習会を持って、献立などを指導している。「リーダー養成講座」は、県の栄養士と町の栄養士が、食事づくりとか、地域での生活改善のリーダーとなる方を養成するための講座で、季節ごとの食事の選び方、栄養の取り方などを講習をしている。

質疑として、平成 30 年度の自殺死亡率が突出して高いが、要因は。答弁として、一人一人の要因分析は行っているが、何が原因で多くなったという特別なことはない。

質疑として、糖尿病、高血圧症に対する、今後の指導のポイントは。答弁として、重症化することを視野に入れて、薬とか医者だけに頼るのではなく、自身でのコントロールに

ついて重視し、要治療となった方たちの受診確認を、きっちりと行う。

質疑として、鬱病、精神疾患などから自殺を防ぐ、SOSを早くキャッチする体制は。答弁として、妊婦さんに対して、妊娠届の際に、保健師と栄養士が時間をかけて面接するようにしている。メンタル面に配慮している。令和3年度では予算化している、ひきこもりの実態調査も効果があると思っている。

討論、ありませんでした。

採決、全員賛成でした。

結果、議案第24号、第3次佐用町健康増進計画及び第3次佐用町食育推進計画並びに第2次佐用町自殺対策計画は、原案のとおり可決としました。

続きまして、議案第27号、追加説明として、現在の佐用町国民健康保険給付費準備基金は、主に保険給付に要する費用に不足が生じた場合に備えるために設置された基金で、平成30年度に開始された新たな国民健康保険制度では、保険給付費は全額県が負担するため保険給付費の不足に対応する財源として町が基金を保有する必要性はなくなっている。

しかしながら、コロナ禍のように経済事情の急激な変動等により、国民健康保険税収の減少が見込まれる場合には、国民健康保険会計の財源が不足する可能性がある。

財源不足額を埋めるために、年度間での財政調整機能を持った基金を保有することが必要になっており、兵庫県国民健康保険運営方針でも保険料の大幅な上昇を抑制など年度間の保険料の平準化を図るため過年度の剰余金や基金を活用することは否定されていない。佐用町国民健康保険給付費準備基金条例を一部改正し、財政調整を目的とする基金に変更するものです。

具体的な基金の活用は、財源の不足に充てる時、保険税率の上昇を抑制するための費用に充てる時、そして、保健事業に要する費用に充てる時の3つ場合などで活用することになります。

条例改正の施行日は令和3年4月1日、条例改正については、2月10日開催の国民健康保険運営協議会で承認をいただいております。

質疑として、国民健康保険の都道府県化が平成30年なのに、なぜ基金の改正が平成30年ではなく、今なのか。答弁として、制度改正の時点では、県の指導で、町の基金はなくてもいいということだった。財源不足、保険税の平準化などでは、県の財政調整基金から貸し付けるということで、返済も必要なので、独自に基金を持つことは、県の運営方針に反しない。給付費に備える基金は必要がないので、一部改正して財政調整基金にしたい。

討論ありませんでした。

採決しました。

全員賛成でした。

議案第27号は原案のとおり可決としました。

議案第32号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について、追加説明を求めました。

今回の改正は、第8期介護保険事業計画の策定に伴い、第1号被保険者の介護保険料を賦課する期間と、所得に応じた段階区分の一部について、基準所得金額を改正するものです。

第8期介護保険料額、基準額は、試算の結果、第1号被保険者の基準額は、第7期の保険料額と同額の年額8万2,800円、月額6,900円で据え置きです。

所得段階別の保険料は、第1段階から第6段階までは、第7期の保険料額と変更はありません。

第7段階から第9段階については、国の基準改正に伴い「200万円を210万円に」、「300万円を320万円に」改正する。

非課税世帯の第1段階から第3段階は、第8期も低所得者保険料軽減が、令和2年度と同じく軽減額が継続して実施します。

試算では、第8期期間中の3カ年の保険料収納必要額は15億8,700万円余りで、据え置いても、介護保険料負担額は大きく不足することはなく適正な金額と見込んでいる。

質疑として、第7期から8期に関して給付費の伸びが、今まで以上だが要因は。答弁として、今回の法改正に伴い介護報酬単価の上昇が、第7期比、平均で0.7%増となっているのが要因。

質疑として、変わる給付の7段階から9段階の対象者の人数はということで、答弁として、7段階で令和3年度から令和5年度の3年間で2,400人。8段階で798人。9段階で295人という試算です。

討論はありませんでした。

賛成多数で、議案第32号、可決すべきとしました。

以上で、審査報告を終わります。

議長（石堂 基君） 委員長の審査報告は終わりました。

それでは、議案第24号から順に、委員長報告に対しての質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第24号、第3次佐用町健康増進計画及び第3次佐用町食育推進計画並びに第2次佐用町自殺対策計画の策定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第24号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第5、議案第27号、佐用町国民健康保険給付費準備基金条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 27 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 27 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 6、議案第 32 号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。まず、原案に反対討論の方はありますか。

〔児玉君 挙手〕

議長（石堂 基君） 児玉議員。

2 番（児玉雅善君） 議案第 32 号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論します。

昨年からのコロナ禍が、まだまだ、収まる気配が見えてきません。その中で、町民の多くの皆さんの暮らし向きも厳しいものとなり、所得税や国保税などの各税金、また、後期高齢者医療保険や介護保険などの保険料、各種公共料金などの負担が、ますます重いものとなってきています。

本条例案は第 8 期介護保険事業計画の策定に伴い、所得の基準額を改正するものであり、直接介護保険料を規定するものではありませんが、昨今のコロナ禍による社会情勢、経済情勢の変化を考慮し、計画そのものの見直し、介護保険の負担額は据え置きでなく、引き下げるべく改めるべきであったことを指摘して、反対討論とします。

議長（石堂 基君） 次に、賛成討論の方はありますか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 32 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、多数です。よって、議案第 32 号は、原案のとおり可決されました。

- 日程第 7. 議案第 49 号 令和 3 年度佐用町一般会計予算案について（委員長報告）
日程第 8. 議案第 50 号 令和 3 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案について
（委員長報告）
日程第 9. 議案第 51 号 令和 3 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案について（委員長報告）
日程第 10. 議案第 52 号 令和 3 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案について（委員長報告）
日程第 11. 議案第 53 号 令和 3 年度佐用町介護保険特別会計予算案について（委員長報告）
日程第 12. 議案第 54 号 令和 3 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案について（委員長報告）
日程第 13. 議案第 55 号 令和 3 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案について
（委員長報告）
日程第 14. 議案第 56 号 令和 3 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案について（委員長報告）
日程第 15. 議案第 57 号 令和 3 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案について（委員長報告）
日程第 16. 議案第 58 号 令和 3 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案について（委員長報告）
日程第 17. 議案第 59 号 令和 3 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案について（委員長報告）
日程第 18. 議案第 60 号 令和 3 年度佐用町石井財産区特別会計予算案について（委員長報告）
日程第 19. 議案第 61 号 令和 3 年度佐用町水道事業会計予算案について（委員長報告）

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 7 に入ります。

日程第 7 から日程第 19 までを一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 7、議案第 49 号、令和 3 年度佐用町一般会計予算案についてから、日程第 19、議案第 61 号、令和 3 年度佐用町水道事業会計予算案についてまでを一括議題とします。

議案第 49 号から議案第 61 号までについては、所管の予算特別委員会に審査を付託しておりますので、予算特別委員会の審査報告を求めます。

予算特別委員長、平岡きぬゑ議員。

〔予算特別委員長 平岡きぬゑ君 登壇〕

予算特別委員長（平岡きぬゑ君） 予算特別委員会に付託されました令和 3 年度佐用町一般会計予算及び各特別会計予算案の審議について、報告をします。

予算審議は、令和 3 年 3 月 8 日、午前 9 時から午後 5 時 10 分までと、3 月 9 日、午前 9 時から午後 2 時 4 分までの 2 日間、議場で行いました。

出席者は、全議員と当局から、町長、副町長、教育長、各課長、各室長です。

予算審議は、質疑は初めて通告制で行って、歳入歳出とも款ごとに区分して行いました。

報告については、全議員で構成する委員会ですので、主な質疑の概要を述べる形としたと思います。

それでは、令和 3 年度佐用町一般会計予算案から報告します。

歳入について、5 款、町税。

質疑として、町税全般について、昨年比べて 1 億 4,000 万円の減額の見込みの要因に

ついて、どうなのか。答弁は、1億4,000万円のうち、約3,600万円がコロナによる5%減額を見込んでいる。9,600万円は、地方税法第63条、新型コロナウイルス感染症に係る中小企業事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例の減額、これは、全額国費で補填される。最後に800万円が通常の減額となるとの説明がありました。

10款、地方譲与税から35款、交通安全対策特別交付金までについて、質疑は、環境性能割交付金についてありました。答弁は、自動車取得税が廃止されて環境性能割が導入され、令和2年度の交付額は1,686万7,000円の見込みで、自動車の取得時に課税されるため、景気動向などにより令和3年度は減少している。今後は、人口も減り、税収がさらに減っていく見通しだとの回答がありました。

地方交付税についての質疑もありました。答弁は、地方交付税の増加要因、これは令和3年度の地方財政計画で総額が前年度比5.1%増。また、令和3年度から新たに追加された地域デジタル社会推進費の増。減少の要因としては、令和2年10月に行われた国勢調査の人口減少分、合併に伴う算定替が1本算定に移行したことの増減を勘案した結果、0.4%増額した予算額としているとの説明がありました。

40款、分担金及び負担金と45款、使用料及び手数料についてです。

質疑は、里道・水路の使用料。法定外公共物の占用料の内容と払下げの件数についてありました。答弁は、道路占用料が99%を占めている。法定外公共物の占用物件は、電柱や里道・水路に設置された道路等が該当になる。1件から3件ぐらいが払下げを行っている。その際、町有地であり周辺の自治会の同意、周辺の土地の方の同意が得られた条件で、行っている。

50款、国庫支出金について、質疑として、個人番号カード交付事業費補助金、カードの発行についてありました。答弁は、令和2年1月1日現在の全国の住民基本台帳人口に対する佐用町の人口の割合を乗じて算出することになっており、佐用町は601万4,000円の見込額になる。また、佐用町の申請の状況は、2月21日現在で申請件数5,632件、ただ、カードの取得は任意となっているということも報告がありました。

55款、県支出金について、質疑は、県営地籍調査事業について、委託金、事業の進め方についてのものでした。答弁は、基本は県の事業として行うものだが、100パーセント町の方に委託をされ、町が事業主体の形で実施している。令和2年度の実績地区は、8地区。令和3年度は7地区を予定をしている。また、令和3年度から「最低1地区は町営でやりなさい」ということが言われ、町が4分の1負担する。また、令和3年度から西新宿地区で、リモートセンシングに取り組む準備を進めている。図面の上で境界をし、集会所などで図面を広げた中で確認してもらう。それが立会いをしたということになるとの説明でした。

60款、財産収入から85款、町債までについて、質疑は、住宅新築資金等貸付金について、答弁は、平成30年度末に滞納繰越が30人、36件あった。債権管理条例施行後に整理をして、これまでに276万2,563円を回収した。2件が完済、完納をしている。残る債権は、令和3年2月末現在で19人、23件、4,780万3,004円が滞納額。昨年は1,500万円程度、債権を放棄した。今年度も500万円程度の債権放棄をしたいと考えているとの答弁がありました。

以上で歳入の質疑を終り、一般会計の歳出に入りました。

10款、総務費について、質疑として、特定建築物等定期報告業務委託料について出され、答弁は、3年に1回の定期検査は、屋上面や屋根は目視により確認し、屋上周りは目視及びテストハンマー打診を行う。10年に1回の分は、外壁は全面打診検査等基準がある。町は見積り入札を行い業者を決定している。報告書を確認し、外壁の全面打診調査は実施されていませんでした。今後、仕様書に外壁の全面打診調査を明確に示す。また、全面打診

調査が必要な建物や時期等を把握していきたいとの回答がありました。

そのほか質疑として、姫新線利用促進について、答弁は、乗客数は、姫新線全体では、約 322 万人、近年、傾向として播磨新宮から西の駅、佐用町内の 4 駅も含め、年間乗車人数は微減の傾向が続いている。ただ、佐用高校からの増結要望や積み残しといった件は、姫新線利用促進活性化同盟会等で様々な要望の機会を捉えて、JR 西日本等に要望している。そして、テスト期間中など、特定の便に特に学生が集中する場合は、高校から姫路鉄道部に要請をし、増結等の対応も行われている。

続いて、15 款、民生費です。

質疑として、ひきこもり支援について、組織など構成はという質問に対し、答弁は、令和 3 年度から実態を把握し、保健師などの勉強会、地域の方を交えた講演会を含めて支援を探っていきたい。上郡町や宍粟市、美作市も含め、先進的に調査を始めており、これらの内容を参考にしながら、佐用町として調査したいとの答弁がありました。

民生費の中では、ほかに養護老人ホーム佐用朝霧園運営助成金について質疑があり、答弁は、佐用町朝霧園特別会計を廃止し、社会福祉協議会の中で朝霧園の運営費用のみの独自の会計を新たにし、運営をしていくこととなります。当面の間は佐用町が運営助成金を支払うことになっている。

20 款、衛生費。

質疑として、にしはりま環境事務組合負担金について、火事による影響はあるのかとの質疑に対し、答弁は、建築なり設備、電気関係、シャッターとか壊したところの取替えて、約 1 億円以上になる見込みだが、保険で十分対応できるように交渉していく。令和 3 年度中には処理をしたいとの回答でした。

25 款、農林水産業費の中で、農産物処理加工施設運営費での基本構想についての質疑があり、答弁は、3 つの施設の統合をし、施設は今までのものを運営をしていくということで、10 月からスタートした。今後、どこに施設を集約するか、建て替えていくのか、また、合併特例債の活用期限も視野に入れ、農山漁村の活性化の農水省の事業メニューに採択してもらえるよう申請書を作成していく。そのためにコンサルは使いたいとの回答がありました。

また、さよう農の匠養成塾実施事業の補助金についての質疑に対し、答弁は、平成 28 年度から始めた、いきいき帰農塾から農の匠への申し込み状況は、野菜コースが 7 名のうち 3 名。果樹コースが 12 名のうち 8 名の応募がありました。販路は、いずれかの町内の直売所に出荷していただく。また、給食センターにも出荷できる形で地産地消も進めていきたいと回答がありました。

さらに、住民参画型里山再生事業負担金についての質疑に対して、答弁は、7 団体で取り組まれており、除伐、草刈り、間伐等の中で、チェーンソーや草刈り機などの資材、機材への補助や人件費、燃料代も対象になるとの回答です。

30 款、商工費では、ビジネスプランコンテストについて質疑があり、来年度も町の連携創業支援等事業者に位置づけられているコバコ株式会社への委託を予定。今後、テーマの募集の仕方や分野に応募をしやすく分けるなど、精査をして慎重に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

笹ヶ丘荘特別会計への繰出金についての質疑では、民間で、それに代わるものが、ほとんどない状況の中で、これまで維持をしてきている。毎年、修繕費を入れながら施設的には運営が可能と判断している。

35 款、土木費。

急傾斜地崩壊対策事業負担金 7,200 万円について、答弁は、平成 21 年から現在まで、要望は、25 件。県の採択基準もある。一律の条件ではないが、受益の戸数、裏山の山の傾斜

の状況など、県の事業として、今、採択基準にあるものが19自治会あり、県に対して申し入れている。事業完了が5自治会。令和2年度、3年度の継続事業として10自治会。さらに、順番待ちで待たれているのが4自治会ある。

40款、消防費です。

ポンプ車両の更新で、平成29年3月の法改正以降、現在の普通免許では運転できず、準中型免許を取らないと乗れない団員が出てきている。どうするのかという質疑に対し、答弁として、機動分団車両は7台。順次、更新計画に基づき更新をする予定。準中型免許が必要となる。平成29年3月12日以降に普通免許を取得された方は、準中型免許がないと機動分団の車両に乗ることができない。令和元年度の調査では、機動分団員105名中2名が、準中型免許がなく運転できない状況がある。免許取得に対する補助を行うなど、今後、検討する必要があると考えている。

40款、消防費の質疑を終了し、1日目の予算特別委員会を終了いたしました。

翌3月9日に、予算特別委員会を再開し、一般会計予算、45款、教育費から質疑を行いました。

出席者は、全議員。

当局から、町長、副町長、教育長、各課長、各関係室長です。

45款、教育費。

質疑として、三日月小学校のスクールタクシーの委託業者は、調停中の相手であり、業者指名に問題ないかとの質疑に対し、答弁は、業者の指名は、業者選定審査委員会を、毎月開き決定している。調停の結果を見て、タクシーの委託そのものもどうするかということ、方向性は決めていくという考えとの答弁がありました。

55款、公債費。

繰上償還についての質疑があり、答弁は、定時償還は14億7,711万1,000円。繰上償還分が4億5,000万円。一般会計ベースで、現在のところ起債残高は130億円ほどになっているとの答弁でした。

以上、一般会計の質疑を終了し、討論に入り、反対討論の意思表示と賛成討論がありました。

採決の結果、議案第49号、令和3年度一般会計予算案は賛成多数で、原案のとおり可決しました。

続いて、特別会計予算の審議に入り、特別会計ごとに歳入歳出を分けて審議を行いました。

特別会計、議案第50号のメガソーラー事業収入特別会計予算案についてです。

歳入の質疑では、メガソーラー事業収入500万円利子配当は。その後の見通しについてあり、答弁は、令和元年の7月から秀谷の太陽光の発電所が売電を開始し、安定的に発電が継続されており、佐用町及びIDEC株式会社、双方に、今年度から配当金を500万円ずつ増額された。来年度も同額の配当を予定している。今後の見通しは、令和7年の2月で、中山発電所の借入金の償還が終わるので、さらに配当金が増額できる見通しだ。

歳出では、質疑で、パネルの廃棄処分費用の見通しについて。答弁は、令和4年4月から、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法が改正をされ、この中で発電設備の適切な廃棄について、売電期間終了前の10年間で廃棄費用の外部積立というものが義務化されていることが決定している。佐用・IDEC有限責任事業組合の経営会議で協議をし、令和2年度から毎年度500万円ずつを、この外部積立とは別に、積み立てを開始し、来年度末では1,000万円の累計額になるとの回答がありました。

討論はなく、議案第50号、令和3年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案については、全員賛成で原案のとおり可決しました。

続いて、議案第 51 号、国民健康保険特別会計予算案について、歳入のほうで、質疑は、国民健康保険税の県下の保険税の統一についてあり、答弁は、医療費が、現状では最も多いところと、最も少ないところで 1.3 から 1.4 倍の差がある。県は令和 3 年度からは、その事業納付金の算定において、医療費とか収納率を考慮せず算定する。従来とあまり差が出ないようにという方針の基に、事業納付金を算定している。佐用町は 1 人当たりの医療費が県下でも高いほうなので、医療費削減の取組が必要になってくるとの答弁がありました。

一般会計の繰入金については、大幅になった原因に対して、その要因の答弁がありました。予備費、それから、基金の繰入金の減額が大きなものとの答弁があったところです。

それから、国民健康保険の歳出では、質疑として、レセプトデータと健診情報のデータ分析を、どう保健事業に生かすかの問いに対し、答弁は、レセプトデータは、住民課において内容点検し、適正な保険給付、請求がされているかどうかを確認している。また、後発医薬品の使用促進にも、これらを活用しているとの答弁がありました。

国民健康保険特別会計予算の質疑を終了し、討論に入り、反対、賛成、それぞれの意思表示がありました。

議案第 51 号、令和 3 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案は、賛成多数で原案のとおり可決しました。

続いて、議案第 52 号、後期高齢者医療特別会計予算案について、歳入での質疑では、後期高齢者医療保険の滞納繰越の状況について、答弁は、2 月末時点で滞納者は 12 人。うち 4 人は生活保護の受給等で執行停止をし、残り 8 人で、滞納額は 70 万 9,360 円。徴収率として 30%を見込んだ予算としている。

歳出の中で、後期高齢者医療保険に対しては質疑がなく、質疑を終了し、討論に入り、反対、賛成の意思が表明されました。

議案第 52 号、令和 3 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案は、賛成多数で原案のとおり可決しました。

議案第 53 号、介護保険特別会計予算案について、質疑を行い、事業勘定の歳入で、質疑として、滞納繰越分保険料について、答弁は、令和 2 年度当初の滞納人数が 67 名。滞納額 852 万 2,363 円。令和 3 年度の予算は 15%の収納率を見ている。

一般会計からの繰り入れで保険料の減免に取り組むことについての質問がありました。答弁としては、第 8 期の介護保険事業計画により、令和 3 年度から 5 年度までの 1 号被保険者の保険料は、第 7 期と同額の月額、基準額 6,900 円にしたとの報告がありました。

介護保険のサービス事業勘定については、歳入歳出の質疑はありませんでした。

質疑を終了し、討論を行い、反対、賛成の意思表示がありました。

議案第 53 号、令和 3 年度佐用町介護保険特別会計予算案は、賛成多数で原案のとおり可決しました。

議案第 54 号、簡易水道事業特別会計予算案について、歳入で質疑は、滞納繰越分についてです。答弁は、収納率 22%を見込み分納誓約で計画どおり納入されているとの答弁がありました。

歳出での質疑では、企業会計にする影響についてあり、答弁は、大きな変更点は、上月の水道企業会計のほうへ会計を統合していき、上月の水道事業会計一本化になるとの説明がありました。

討論はなく、議案第 54 号、令和 3 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案は、全員賛成で原案のとおり可決しました。

議案第 55 号、特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案について、歳入で、質疑として、滞納繰越分について、答弁は、令和 2 年度の滞納は 165 件 1,187 万 5,879 円との回答

がありました。

歳出の質疑はありませんでした。

討論もなく、議案第 55 号、令和 3 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案は全員賛成で原案のとおり可決しました。

議案第 56 号、令和 3 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案について。

歳入での質疑は、滞納についてです。答弁は、浄化槽の使用料は 77 万 1,000 円、収納率は 24%を見込んでいる。農業集落排水の使用料については 21 件、204 万 2,509 円。収納率 16%を計上している。

歳出の質疑はなく、討論もありませんでした。

議案第 56 号、令和 3 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案は、全員賛成で原案のとおり可決しました。

議案第 57 号、西はりま天文台公園特別会計予算案について、歳入の質疑はなく、歳出でエンクロージャーとは何かという言葉の説明の質疑がありました。なゆた望遠鏡の周辺にある筒状の格納庫で、格納庫には下にそれを動かす駆動の部分があり、これを一体的にエンクロージャーと言うという説明と、水平に回転することで全方位の天体観測ができる装置だという説明もあり、京都市内の会社に委託し、年間 3 回点検を実施していると答弁がありました。

討論はなく、議案第 57 号、佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案は、全員賛成で原案のとおり可決しました。

議案第 58 号、令和 3 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案について、歳入で、質疑は、使用料の減額要因についてあり、答弁として、一般会計からの繰入れが少額で済むように、料理など様々な観点、方向に取り組んでいきたいと回答がありました。

笹ヶ丘荘の歳出では質疑がなく、討論もなく、議案第 58 号、令和 3 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案は、全員賛成で原案のとおり可決しました。

続いて、議案第 59 号、令和 3 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案について、歳入での質疑として、財産売払見込みについてありました。答弁は、若者定住の促進のために価格を下げて販売してきた経緯もあるが、残りは 3 区画になっているとの回答があり、討論もなく、議案第 59 号、令和 3 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案は、全員賛成で原案のとおり可決しました。

議案第 60 号、石井財産区特別会計予算案は、質疑、討論もなく、全員賛成で原案のとおり可決しました。

最後に、議案第 61 号、令和 3 年度佐用町水道事業会計予算案について、審議を行いました。予算書各条項、一括して質疑を行い、質疑として、事業収益の給水収益についての質問がありました。答弁は、使用料の実績平均で算出。給水収益返還金は漏水認定で返還していくとの答弁があり、討論なく、議案第 61 号、令和 3 年度佐用町水道事業会計予算案は、全員賛成で原案のとおり可決しました。

以上で、予算特別委員会に付託されました案件についての報告を終わります。

詳細については、予算特別委員会会議録をご覧ください。

以上で、委員長報告を終わります。

議長（石堂 基君） 予算特別委員長の審査報告は終わりました。

なお、予算特別委員会で、議案に対する質疑は終結しておりますので、議案第 49 号から、順次、討論及び採決を続けて行います。

まず、日程第 7、議案第 49 号、令和 3 年度佐用町一般会計予算案について、討論を行います。

まず、原案に反対討論の方はありますか。

[金谷君 挙手]

議長（石堂 基君） 金谷議員。

9 番（金谷英志君） 議案第 49 号、令和 3 年度佐用町一般会計予算案の反対討論を行います。

まず問題は、公債費の繰上償還です。地方債の発行は必要な事業に対し将来の住民も負担を負うものであり、繰上償還は現在の住民に負担増を求めるものであります。一般家庭でいう「子や孫に借金を残す」という性格のものではありません。

公債費の繰上償還はやめ、住民 1 人当たり県下第 1 位の基金とともに、今の住民が求めている事業への財源とすべきです。

自然エネルギー施策では、中山、秀谷に次いで、太陽光、風力、小型バイオマス発電など本町に合った研究に取り組むべきです。

事業の発注・委託に当たっては、事業者の資格を厳正に行うとともに透明性の確保に努め公正な競争が求められています。

新型コロナウイルス感染症拡大がもたらした日常生活の激変は女性にとりわけ深刻な影響を与えています。国連女性機関は「ジェンダー平等の視点に立ったコロナ対策は、女性のみならず、全ての構成員によい結果をもたらす」と強調しています。コロナ対策では、あらゆる場面でジェンダー平等の視点を取り入れるべきです。また、感染症拡大防止には、PCR 検査等を大規模に行うことが有効です。国の補正予算も活用して、高齢者、障がい者施設、保育園などクラスターが起きやすい施設の職員に PCR 検査等をたびたび行うことが必要です。

政府は、デジタル関連法を今国会に提出し、マイナンバーを税、年金、健康保険のみならず、預金口座、国家資格、運転免許証などと紐付け拡大を検討しています。マイナンバー制度は、政府の意向を無批判に受け入れるのではなく、監視・管理社会に向かうものであることを町民に情報提供すべきです。

地域振興では、まちづくり協議会の振り返りを検証し、地域内経済の循環が求められます。

文化・教育施設の利用は多くが町民であり、文化・スポーツの発展、健康増進を支援するためにも、町民の公共施設使用料は免除すべきです。

福祉・教育の充実では、保育士の正職員化は、保育の資質向上など職員の職業意識の向上にとって重要です。同一労働・同一賃金の観点からも保育士の正規職員化を図るべきです。

学校給食への補助は、半額補助ではなく無料化で子育て支援を図るべきです。小中学校児童・生徒の副教材費相当分の補助は、商品券による町内業者の売り上げ増の効果は限定的で、経費と職員の手間もかかります。義務教育は無償という原則に立ち、教材費実費は、保護者からの集金はしない方式にすべきです。

健康づくりの充実では、本町の疾病状況の分析と、これを受けた実効性のある健康づくりへの取組が必要です。歯科保健センターは予防事業、歯科検診などを充実し、8020 運動をより進めるべきです。

農業では、佐用まなび舎農園は、当初の構想では町内農業への横展開を目指していましたが、その展望が見えません。農地の集積化とともに小規模の農家を支援し、さらに農業特産品の育成の強化が必要です。

元気工房さようは、さよう農の匠の養成塾とも連携した生産・流通・販売を体系的組織づくりが必要です。また、生産者、JA、県農業改良普及センターとも協力し、国・県の施策追随にとどまらない放棄田対策など実効性のある農業振興への取組も必要です。

林業では、航空レーザー測量を基礎データとして活用し、林業振興につなげることが求められています。

商工業では、コロナ禍の影響を受けた事業者に対して、持続化給付金の継続も必要です。商工振興の業務は商工会任せではなく、町の施策として位置づけ商工業者の状況、問題点を町が把握すべきで、それを踏まえ中小企業振興条例を制定して、抜本的な商工業者への支援が必要です。

本町は、過疎化が急速に進む中、誰もが住みやすいまちづくりが一層大切になっています。地域・産業の振興、教育・文化の発展と安心して暮らせる福祉、健康づくりの充実に不十分な予算であることを指摘して反対討論といたします。

議長（石堂 基君） 次に、賛成討論の方はありますか。

〔廣利君「反対討論あります」と呼ぶ〕

議長（石堂 基君） 賛成討論ありますかというふうに。討論は交互です。

〔岡本安君「賛成討論です」と呼ぶ〕

議長（石堂 基君） 岡本安夫議員。

11 番（岡本安夫君） それでは、令和3年度佐用町一般会計予算案に賛成の立場で討論します。

昨年から新型コロナウイルス感染症が完全に収束しない中、コロナ禍が当面続くことを前提として、様々な活動や生活様式が変わろうとしています。

今後は、ポストコロナを見据えた、まちづくり、地域づくりが必須になります。

また、令和3年度からは、交付税が一本算定になり、日本経済も新型コロナウイルスの影響で下振れが懸念されるなど、今後も厳しい財政運営になることは、変わらないと思われま

す。そのような状況で、122億1,600万円と昨年比6億3,900万円の減額の予算ではあるが、昨年度同様に町民福祉の向上、教育と子育て環境の整備、産業振興の3本柱が着実に反映させていると思います。

総合的な町民福祉の向上という思いを基本に、安全で安心して暮らせるまちづくりでは、インフラの長寿命化基盤整備や三日月支所の駐車場整備などに取り組まれている。

将来を担う教育と子育て環境の整備では、佐用中学校の大規模改修、小中連携、中中連携など、特色ある教育に取り組もうとされている。

子育て支援でも保護者の経済的負担の軽減に各種の助成事業を継続されている。

産業と観光振興では、昨年統合した直売所加工施設の整備基本構想の策定、いきいき帰農塾を発展させ、さよう農の匠養成塾として、さらに農業耕作者のステップアップに取り組まれている。

また、利神城跡の応急対応や平福木村邸の利活用など、入込客確保なども引き続き行われている。

幅広い福祉政策の充実として、養護老人ホーム朝霧園を社会福祉協議会に運営委託する。長年の全国的な大きな課題である、ひきこもり対策にも取り組もうとされている。

公債費では繰上償還を4億5,000万円計上されるなど、将来負担の軽減も見据えている。
その他の政策も第2次総合基本計画に沿った形で反映されている。

町民の皆さんが、安心して末永く暮らせる町政運営がうかがえる、より身の丈にあった予算に近づけている予算案であることを評価して賛成討論とします。

議長（石堂 基君） ほかに討論はありますか。

〔廣利君 挙手〕

議長（石堂 基君） 廣利議員。

6番（廣利一志君） 令和3年度一般会計予算案に反対の立場で討論をさせていただきます。

町長の令和3年度施政方針では、安全・安心なまちづくりは大事な3本の柱、その一番に触れられ、実施予定の事業案についても述べられました。

町民の皆様の様々な要望に応えていくことは何より大事であり、そのためにも、安全・安心なまちづくりが、まず、大前提であります。

その意味で、町長の施政方針は正しいし、必要なことだと思います。

しかしながら、3月8日、9日両日にわたって開催の予算委員会にて議論になった、児童・園児の通学のためのスクールバス、スクールタクシー事業及び高齢者の皆さんが利用されているタクシー運賃助成事業及び、学校、体育館、ホールなどの建築基準法による定期の検査確認などについて、安全・安心への取組が形骸化し、法令違反が疑われる事業があるにもかかわらず、見過ごされている実態が分かりました。

スクールバス受託事業では、落札者と対抗とでは落札金額で、高い佐用中学校で64.3%。低い南光小学校で53.5%という結果で、法定賃金が運転手に支払われているのかが疑念が残ります。

スクールタクシー受託事業では、タクシー運賃助成事業を受託している事業で、不正を認めている事業者が入札で落札しています。町と受託者で結ぶ契約書には、契約の解除の要件が3項目あり、タクシー運賃助成事業で不正があった事業者、3項目の幾つかには合致しております。入札に参加することに、保護者のみならず、多くの町民の皆さんの理解は得られないというふうに思います。

学校、体育館、ホールなどでの特殊建物は、建築基準法で3年ごと及び10年目に検査確認と報告を求められています。ハンマーでの打診検査で壁の剥落などを確認すべきなのが、多くは目視のみになっています。予算案でも、昨年まで同様の形になっています。

そして、何より問題なのは、入札の公平性が保たれていないことです。

いみじくも、町長は答弁の中で、公平性が一番大事だとおっしゃいましたが、そこが崩れてしまっています。入札条件に沿い、応札された真面目に事業をされている方たちが、結果的に排除されてしまっている。法令違反が疑われる事業者だったり、入札で不公平な取り扱いを受けた事業者が落札するなど、多発すると町民の皆様は、安全・安心なまちづくりに疑問を抱かれても致し方ないというふうに思います。

8日、9日の両日にわたる予算委員会でも、それらに対する明快な答弁はありませんでした。町長の施政方針には納得し、共感もいたします。

しかし、具体的な事業では、先ほど、指摘しましたように、安全・安心が形骸化し、法令違反が常態化し、町民の皆様は安全・安心なまちづくりのための予算だと胸を張ることができません。

以上、新年度予算案に反対する理由を述べさせていただきました。反対討論とさせていただきます。

議長（石堂 基君） 次、賛成討論の方はありますか。

〔小林君 挙手〕

議長（石堂 基君） 小林議員。

5 番（小林裕和君） 賛成の立場で討論させていただきます。

改定する第4次行財政大綱で示されているように、これまでの取組と成果を踏まえ、町民と行政の役割分担を図りながら、地域の個性を生かしたまちづくりを推進し、限られた財源の適正配分や選択と集中による効果的な投資、適正な予算規模の維持など、身の丈に合った行財政運営に主眼を置き、社会経済情勢への変化を柔軟に捉え、それを対応した着実な行財政改革を進めていくと表明されています。

令和3年度の予算は、このことを基本に、各施策の継続性を保ちつつ、新規事業にも取り組む予算編成であります。特に仕事や学校に行けず社会的に孤立状態にある、ひきこもりへの支援対策に取り組む予算が計上されていること、また、各特別会計への繰出金を、安定させつつ、公平性を保ち最小限に留めていることは評価できるものです。

また、反対討論の中で、事業者の選定等々の話がありましたが、噂や予測、想像だけによる確たる根拠等がなく合理的理由がない場合は、不利益処分は下せないということもありますので、そういうことを表明させていただいて、賛成討論とします。

議長（石堂 基君） ほかに討論はありませんか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 反対討論ですか。

8 番（岡本義次君） はい。

議長（石堂 基君） もう一度だけ聞きます。反対討論ですか、賛成討論ですか。

8 番（岡本義次君） 反対討論。

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 私は、3月8日、9日と、予算委員会がありました。その時には、今から言おうとすることが分かっていなくて、後で分かって、今、反対討論になりました。

と言いますのは、3月8日以後に、今から言うことが分かったんですから、反対討論とさせてもらいます。

私が、田和、桜山のほうに、弁当配り20年しておるんですよ。それで、その時に行った時に教えてもらった田和のHさんが、岡本議員、聞いてくれと、どういうことですかと言ったら、商工観光課の課長が、Tさん、Mさん、Kさん、Nさん、2年ずつの8年間、9年目に入っています。言うておったのに、うんともすんとも、引き継ぎもなしに、どうなっ

ておるんですかということが分かりました。

そして、私は、その田和のHさんと、今、Mさんと私と、スピカホールの西にあります展望台のこの、町長がいつも言われておりますイベントの時にお話される、佐用の朝陽、雲海、きれいですよと。町外交流を持って、多くの人に来てもらってという話を、ずっとされるんですよ。

そして、私は、町長が、そう言われるんだったら、Hさんが言われているように、上月方面の展望が見れるように、木の伐採もしてやっていただいたらと言ったら、地域でやってもらったらいいんですよと、この間、怒られるように言われたんですよ。

私は、町長が、あんた普段から言うておることと違うやないかと、私もしましたけれど、そやけど、やっぱり、そういう課長が、4人替わって、そういう課長の引継ぎも、ちゃんとできておったんかどうかも含めて、そのまま放置されておったということが、私は、やっぱり一番大事なことだと思うんです。

私、前にも、町民が3カ月、半年たっても、聞いたことが返事も返って来ない。そのままです。どうなっておるんやと言って、今度、9年ですよ。そういうことが、やっぱり町長が、いつもPDCAが回っておる。何が回っておるんですか、回っていないから止まったままになっておるんや。

そして、報・連・相。報告、連絡、相談。それもできていない。ですから、そういうことが、一番大事なことから、ほかのことは、私、いろいろありますけれど、そこまでは言いませんけど、それを直してもらわんとあかんということで、今日、反対の立場で討論とさせていただきます。

議長（石堂 基君） ほかに討論はありますか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第49号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、多数です。よって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第8、議案第50号、令和3年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第50号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第9、議案第51号、令和3年度佐用町国民健康保険特別会計予算案について、討論を行います。

まず、原案に反対討論の方はありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（石堂 基君） 金谷議員。

9番（金谷英志君） 議案第51号、令和3年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の反対討論を行います。

国保会計は、平成30年度から県が財政運営の責任主体となっています。令和3年度において県の運営方針は、制度改革によって、県全体に必要な給付費を県全体で賄う市町村支え合いの仕組みが導入され、前期高齢者交付金や公費は市町ごとではなく、県全体の給付に充てることとなったほか、市町は所得総額や被保険者数、世帯数の県内における割合に応じて納付金を負担することとなりました。

そして、今後、将来的な同一所得・同一保険料を実現し、制度の安定化を図るとしています。

運営主体が県になったとはいえ、厚生労働省は「一般会計の繰り入れは自治体の判断でできる」、「生活困窮者への自治体独自の軽減は問題ない」と制度導入時は答弁しています。

一般会計からの繰り入れで被保険者の負担軽減に取り組むべきであることを指摘して反対討論といたします。

議長（石堂 基君） 次に、賛成討論の方はありますか。

〔千種君 挙手〕

議長（石堂 基君） 千種議員。

4番（千種和英君） 令和3年度国民健康保険特別会計予算に賛成の立場で討論をいたします。

国民健康保険制度に関しては、平成30年度から新たな制度として国保の財政運営は、主に都道府県が担うこととされ、県内の保険料統一という目標に向け、医療水準の市町間格差、収納率の平準化が求められています。

ただ、現状としては、課題があることも否めません。

まず、1点目には、本町においては加入者の年齢構成が高いこと等により、医療水準が高いことです。これは、定年退職者等社会保険から国保に加入する65歳以上75歳未満の前期高齢の割合が増加しているためです。

また、2点目に低所得者の加入者が多く、所得に占める保険料負担が重いことです。以前は、農林業従事者、商工業者など自営業者の加入割合が高かったにもかかわらず、現在は、パート・アルバイト等の非正規労働者や年金所得者の加入割合が増加をしております。

低所得者に対する軽減制度が設けられており、軽減分は、県、国、町の公費が投入をされています。そんな中で、その対応策として、医療費の適正化や収納率の向上への取組も行われております。医療費の適正化においては、国保データベース等を活用して、レセプトデータや特定健診の情報から健康課題を分析し、データヘルス計画の策定、実施、評

価をすることで疾病予防、健康づくりに役立てています。具体的には、特定健診の受診機会の確保と受診奨励のために集団健診を町内2か所で実施するほか、町内医療機関において、特定健診を受診する個別診断の自己負担を無料とし、広く受診機会の確保を図っております。

また、後発医療品の使用促進のために、服用内容のデータから後発医療品への切替えにより、医療費負担軽減効果がある方に差額通知を行っております。

また、重複、頻回受診、重複服用の適正化のために、通院履歴等のデータから医療機関への頻回受診者、重複、多剤投与者への指導、啓発を実施しております。

また、国保税収納率向上への取組においては、保険税は国民健康保険財政の貴重な財源であり、保険財政の安定化や被保険者間の負担の公平性確保の担保から保険料を適正に徴収するために現年度分の目標徴収率の設定を行い、多様な収納方法の設定もされております。

また、収納整理の推進として、滞納者の生活実態の把握に努め、納付相談などできめ細かい対応に努め、財産を有しながら督促や催告にも納付にも応じない滞納者については、積極的かつ適正に差押え等の滞納処分に取り組んでおります。

また、適正な保険給付を実施するためにレセプト点検の充実強化、第三者行為求償事務の取組、高額療養費の申請勧奨等も行っております。

一般会計から繰入れ、低所得者に係る軽減措置も行われております。

今後も保険事業を含む医療費の適正化に向けた取組を推進し、安定した運営が行われることを踏まえて、賛成の討論といたします。

議長（石堂 基君） ほかに、討論はありますか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第51号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、多数です。よって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ここで休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開を11時10分とします。

午前10時53分 休憩

午前11時09分 再開

議長（石堂 基君） それでは、休憩を解き、会議を再開します。

日程第10、議案第52号、令和3年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案について、討論を行います。

まず、原案に反対討論の方は、ありますか。

〔児玉君 挙手〕

議長（石堂 基君） 児玉議員。

2 番（児玉雅善君） 議案第 52 号、佐用町後期高齢者医療特別会計に反対する立場から討論します。

後期高齢者医療保険制度は 2 年ごとに保険料が上がる仕組みになっています。しかし、昨年からのコロナ禍が、まだまだ、収まる気配が見えない中で、高齢者を取り巻く状況は経済的にも、また、医療の面においても厳しいものとなっています。

高齢者が適切な医療を受け、安心して暮らせるように、本予算案の中でも保険料負担の軽減策を積極的に取り入れるべきであったことを指摘して反対討論とします。

議長（石堂 基君） 次に、賛成討論の方は、ありますか。

〔加古原君 挙手〕

議長（石堂 基君） 加古原議員。

3 番（加古原瑞樹君） 議案第 52 号、令和 3 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案について、賛成の立場で討論させていただきます。

少子高齢化が進み、医療費の増大が進む中、被保険者が安心して適切な医療を受けられるこの後期高齢者医療制度と本特別会計の果たす役割は大きく、高齢者医療を支える柱であります。この制度は、若い世代と高齢者の負担を明確にして、県下の市町村で設置した広域連合と各市町村で運営しており、県下統一の保険料となっています。

令和 3 年度の予算額 3 億 2,296 万 6,000 円は、昨年度当初予算比で約 1.8%の増となっており、これに伴う歳入では、保険料や広域連合補助金、保険基盤安定繰入金などの所定の財源が見込まれていますが、さらに不足する分については、一般会計から 9,865 万 9,000 円の繰入れを行っています。

また、歳出では、兵庫県後期高齢者医療広域連合への納付金 3 億 727 万 9,000 円が主なもので、歳出総額のほとんどを占めております。

令和 3 年度の予算では、加入者が安心して安定的に医療を受けることができる予算となっていることから賛成とします。

議長（石堂 基君） ほかに、討論はありますか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 52 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、多数です。よって、議案第 52 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 11、議案第 53 号、令和 3 年度佐用町介護保険特別会計予算案について、

討論を行います。

まず、原案に反対討論の方は、ありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（石堂 基君） 金谷議員。

9 番（金谷英志君） 議案第 53 号、令和 3 年度佐用町介護保険特別会計予算案の反対討論を行います。

厚労省は令和 3 年度から省令を改正し、要支援者が要介護者へ進んでも、本人が希望し、町が認めれば、介護予防・生活支援サービス事業の住民主体のサービス、いわゆる総合事業の訪問・通所型サービスを継続的に利用することを可能としました。これは要介護者から介護給付を外す布石のおそれがあります。同総合事業は町の予算で行う事業のため予算がなくなればサービスの打ち切りの事態も考えられます。

調整交付金は、介護の平準化や介護の給付の適正化と称して市町村を競わせるものになっており、さらに保険者機能強化推進交付金とのリンクで介護給付抑制につながります。

高齢者が必要な介護サービスを受けることが難しくなり、行き場のない要介護高齢者の方々がますます困難な状況へ追い込まれかねません。

保険料は、据え置きではなく引き下げるべきです。

以上、指摘して反対討論といたします。

議長（石堂 基君） 次に、賛成討論の方はありますか。

〔加古原君 挙手〕

議長（石堂 基君） 加古原議員。

3 番（加古原瑞樹君） 議案第 53 号、令和 3 年度佐用町介護保険特別会計予算案について、賛成の立場で討論させていただきます。

令和 3 年度から第 8 期介護保険事業計画の 3 カ年がスタートしますが、年々少子高齢化が進む中、要支援、要介護の必要な方の総数はもちろんのこと、住民の人口における割合も上昇を続けております。

そのような状況を踏まえ、昨年度の当初予算と比較すると、事業勘定で 4.2%、サービス事業勘定で 17%の伸び率を見込み予算編成をされております。

これに加え、サービスの充実を図るため、一般会計からの繰入れを、昨年より約 1,800 万円増額し、約 4 億 7,100 万円を繰り入れることにより、要介護者の皆さんが安心してサービスを受けられる予算編成となっております。また、積極的に予防にも取り組もうとしており評価できますが、今後の、いわゆる団塊の世代が 75 歳以上になる 2025 年に向けて、さらに厳しい財政運営が続くと思われれます。

介護保険制度を維持させるため、実施事業の検証や保険料収納率の向上、低所得者の負担軽減など適正かつ住民が安心できる制度の運用を要望して賛成討論とします。

議長（石堂 基君） ほかに討論ありますか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 53 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石堂 基君） 挙手、多数です。よって、議案第 53 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 12、議案第 54 号、令和 3 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 54 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 54 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 13、議案第 55 号、令和 3 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 55 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 55 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 14、議案第 56 号、令和 3 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 56 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 56 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 15、議案第 57 号、令和 3 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 57 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 57 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 16、議案第 58 号、令和 3 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 58 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 58 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 17、議案第 59 号、令和 3 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 59 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 59 号は、原案のとおり可決されま

した。

続いて、日程第 18、議案第 60 号、令和 3 年度佐用町石井財産区特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 60 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 60 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 19、議案第 61 号、令和 3 年度佐用町水道事業会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 3 月の 8 日に予算委員会がありまして、その後に分かったことでございますので、その時は、賛成させていただいたんですけど、町長が、寒波が来まして、水道が破裂して、町内有線で、2 度、3 度、節水に努めて、また、風呂へも入るのも、ちょっとお控えくださいというようなことで、申されましたけれど、ある集落で、水道が一旦高いところにありまして、そこから各家庭に配水されておりますが、その高いところの給水しておるところに、業者が来まして、いっぱいになったら止まるはずのやつが止まらずに、どンドン、どンドン出て、そして、1 日ぐらい出ておったそうです。

そして、その自治会長は、その業者に、出ておると、止めんとあかんのと違うんですかと言うたら、それが、役場の水道課に伝わったんか、伝わってないんか知らんけど、町長が節水してくれと、みんなに非常招集もかけられて、それだけやっておって、やっぱり水道はストップしておる。詰まっておるんじゃないですよ。委託しておる業者と職員のパイプが詰まってもとう。そういうようなことであれば、やっぱり町や村がよくなるん。

それで、やっぱり、そういうことを 1 つ取っても、やっぱりよくしてもらいたいということで、あえて反対討論といたします。

議長（石堂 基君） ほかに討論はありますか。

〔岡本安君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本安夫議員。

11 番（岡本安夫君） ちょっと、今の反対討論なんですけどね、これ 3 年度予算に対する討論であるべきであって、これ 2 年度の事業とか、これまでのあれなんで、これは反対討

論として認めるべきじゃない。認めるかどうか、受け入れるべきじゃない。こういう討論は、ちょっと、おかしいんじゃないですか。

ちょっと、議長の采配で、ちゃんと回してもらいたいと思います。

議長（石堂 基君） 議事に対する。

〔山本君「動議、動議、動議、休憩しようや」と呼ぶ〕

議長（石堂 基君） 今、山本幹雄議員より動議があります。
賛成者がありますので、動議を認めます。
山本幹雄議員。

10 番（山本幹雄君） ちょっと、休憩していただきたいと思います。
それで、よろしいか。

議長（石堂 基君） 暫時休憩します。

午前 11 時 23 分 休憩

午前 11 時 24 分 再開

議長（石堂 基君） 休憩を解き、再開をします。
議事の進行について、岡本安夫議員よりご意見をいただきました。議長として、その進言を認めます。
ほかに討論ありますか。

午前 11 時 24 分 休憩

午前 11 時 25 分 再開

議長（石堂 基君） 再開します。
ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 61 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、多数です。よって、議案第 61 号は、原案のとおり可決されました。

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 20 に入ります。日程第 20、日程第 21 及び日程第 22 は、本日、追加提出の案件ではありますが、議案書は予定案件として前もって配付しておりますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

日程第 20. 発議第 1 号 佐用町議会会議規則の一部を改正する規則について

議長（石堂 基君） それでは、日程第 20、発議第 1 号、佐用町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

提案に対する提出者の説明を求めます。議会運営委員長、千種和英議員。

〔議会運営委員長 千種和英君 登壇〕

議会運営委員長（千種和英君） ただ今、上程されました発議第 1 号、佐用町議会会議規則の一部を改正する規則につきまして、提案の説明をいたします。

今回の改正は、2 点あります。

まず、1 点目は、欠席の届出についての改正です。議員のなり手不足の解消に向け、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から産前・産後の欠席期間を規定するものであります。

2 点目は、請願書の記載事項等についての改正です。現在、政府において、全ての行政手続きにおける押印義務を廃止する方向で検討が行われているところであり、議会においても請願者の利便性の向上を図るため、請願手続きについては、請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名又は記名押印に改めるものであります。

ご承認を賜りますようお願いし、提案の説明といたします。

議長（石堂 基君） 提出者の説明が終わりました。

なお、本案については、本日即決とします。

これより発議第 1 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより発議第 1 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

発議第 1 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、発議第 1 号は、原案のとおり可決されまし

た。

日程第 21. 議案第 63 号 工事請負契約の変更について（史跡利神城跡重要文化財等防災施設整備工事）

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 21、議案第 63 号、工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 63 号、工事請負契約の変更につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本件は、昨年 9 月議会で承認をいただきました、史跡利神城跡（あと）・重要文化財等防災施設整備工事に係る契約額を増額変更しようとするものでございます。

この工事は、ご案内のとおり、史跡内の危険な状態にある石垣や斜面を保護するための応急対策工事で、本年度から 3 カ年で実施をいたしております。

工事については、石垣はもちろん、法面なども今の形状を変えずに保護する施工が必要であることから、このたび、工事を進める中で、さらなる検討を行った結果、より最適な工法への変更や、施工箇所を追加等を行うものでございます。

なお、変更にあたっては、利神城跡保存活用計画策定委員会の委員でもございました、土木専門の西形（にしがた）関西大学名誉教授にも現地踏査をしていただき、技術的な指導を受けながら変更したもので、文化庁の承認も受けております。

具体的な変更内容は、石垣の防護ネット、当初 166 平米を 473 平米に拡大するとともに、法面保護シートをより強度の高い土留鋼板に土のうを組み合わせる工法といたします。

また、石垣下部を補強する箇所を追加をし、土のう 7,200 袋を 1 万 5,000 袋に増やすことといたします。

これらの変更により、消費税及び地方消費税を含む契約額 7,525 万 4,300 円を 2,192 万 7,400 円増額し、9,718 万 1,700 円に変更しようとするものでございます。

佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご承認を賜りますように、お願いを申し上げて、提案理由の説明を終らせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（石堂 基君） 説明が終わりました。

なお、本案については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔廣利君 挙手〕

議長（石堂 基君） 廣利議員。

6 番（廣利一志君） 増額になった要因について、今、幾つか述べられましたけれども、令和元年度に石垣リスト、確か御殿屋敷で 20 数か所、それから、利神城の部分で 60 何か

所、石垣リストが完成しているはずなんですけれども、新聞報道で、この間見ましたけれども、夏頃と言われていた登山のほうは、限定的ではあるけれども、確か、4月でしたか、できるようになったということなんですけれども、先ほどの石垣リストが、これ更新がかなり頻繁にやらないと危険、安心・安全というところからすると、ガイドの方が付添いで上られるわけなんですけれども、今度、新聞報道で言われているように、三の丸までの登山のところでは、何か所が、その対象の石垣になっていて、更新の状況について、令和元年度にできて、その後の更新の状況について、どんなふうになっているのか、教えてください。

〔教育課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） 三の丸へ行くまでの登山道についての石垣はありません。

三の丸付近の石垣なんですけれども、そちらの、ちょっと上部のほうにはありますけども、今回、登山を解禁する部分については、石垣はないので、安全であろうという判断をいたしまして、登山の解禁をする予定でございます。

おっしゃるように、4月の13日から地元のガイドをしていただくグループによって案内をしていただくということでございます。

それから、石垣のリスト、石垣カルテと呼んでおりますけども、令和元年度に実施いたしましたして、整備をいたしております。

これを更新する時期なんですけども、数年おきには更新していくわけなんですけれども、これにも、やはり専門的な調査も必要でございます。予算も伴いますので、頻繁にすることとはできないかと思っております。また、予算化して、それはやっていきたいなと思っております。

しかし、担当者のほうも、今回の工事もそうですけども、頻繁に利神城のほうは上がりまして、その状況は確認しております。工事中も日々、やはり状況は変わっております。このたびの変更につきましても、そういった状況も見受けられるというところから、なるべく広範囲に、今、できることは、安全対策を図ろうということで、工事箇所も増やしたような状況でございます。

〔廣利君 挙手〕

議長（石堂 基君） 廣利議員。

6番（廣利一志君） 今、言われた、更新が数年というのは、ちょっと、やっぱり間隔が長すぎるというか、確か、教育委員会から出されている資料によると、もっと頻繁に更新というふうなことが、確か、書かれていたというふうに思うんですけれども、その点を、もう一度ということと、これ3カ年の計画での工事なんですけども、要するに、三の丸までは行くんですけれども、その後の二の丸、それから、天守、本丸、その全体構想と、要するに、三の丸までだけしか登れないのか、その先は、やっぱり難しい。今の判断は、いかがでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） 現在のところは、三の丸までしか考えておりません。
また、これは、専門家の意見も聞きながら、応急対策工事の進捗も実際に見ていただいて、安全であるかどうかいうところは判断してまいりたいと思っております。

議長（石堂 基君） 石垣カルテの更新時期の再考については。

〔教育課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 引き続き、どうぞ。

教育課長（宇多雅弘君） カルテの更新につきましては、毎年とかいうことは、ここで、どうこうとはお答えできません。今後、検討してまいりたいと思います。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 今、町長が、要因を何ぼか述べられましたし、また、新聞報道で、今度、4月の13日からオープンになるということでございます。

それら、やっぱり登っていきよる途中、いわゆる三の丸まではOKということでございますけれど、その安全については確保されておるんでしょうけれど、その三の丸から、どう言うんですか、観光に行った人が観光することによって、支障はないと思うんですけれど、それは、いつでも春名さんらが主体となってやられておりますけれど、それは、ずっと、申込みを前もってやって、していかとあかんというようなことになっておるんでしょうか。そこらへんは、どんなでしょうか。

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

ただ今の質疑を受け付けておるのは、今回の議案に対してで、今回の議案は、ご承知のとおり、文化財等の防災設備、この工事請負契約についての審議になっています。その点を含めて、今後、質疑を続けてください。

教育課長、よろしいですか。あっ、失礼しました。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 商工観光課長。

商工観光課長（真岡伯好君） 予約は事前に山城ガイド協会でおつくりになった、ホームページに基づきまして、事前予約をいただきまして、調整を取った後、実施されるという手順になってございます。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありますか。

〔岡本安君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本安夫議員。

11 番（岡本安夫君） 先ほど、工事費の増額についての説明があつたんですけれども、ちなみに、防護ネット、あるいはシート、厚目の土のう、石垣下部への土のう袋の強化ということ、この明細を、それぞれの工事について、この工事で幾ら増えたという明細が、それで 2,179 万円になったんですか。ざっとでいいですから、その明細を教えてください。

〔教育課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） 申し訳ございませんが、設計書が手元にございませぬので、それぞれの項目についてまでは、ここでお答えすることができません。申し訳ございません。

議長（石堂 基君） 答弁者のほうに、注意をしておきます。
ただ今の審議は、防災設備工事に関するものです。設計書というものを、手元に持って、十分に議員の質問に答えられるように、よろしく願います。
ほかに質疑ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 例えば、石垣に、根本に生えておつた木なんか、伐採することによって腐ったら、空洞になると思うんですよ。そしたら、その石垣の分を、また、その都度、やっぱり何らかの手当て言うんか、補強していかんとあかんと思うんですけど、そこらへんは、どうでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） 今回の工事でも、そういったところは見受けられますので、透水性土のう、水が浸透する土のう等を用いまして、その空洞になったところを埋めようと思っております。そういった対応をしようとしております。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありますか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 63 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 63 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 63 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 22. 議案第 64 号 工事請負契約の変更について（久崎・大酒浄水場緩速ろ過池更生工事）

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 22、議案第 64 号、工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 64 号、工事請負契約の変更につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本件は、昨年 6 月議会で承認をいただきました久崎・大酒浄水場緩速ろ過池更生工事に係る契約額を増額変更しようとするものでございます。

工事の主な内容は、ろ過砂、ろ過砂利につきまして、ろ過池から搬出し、工場への運搬、ふるい分け、洗浄し、再利用可能なものを改めてろ過池に再運搬、搬入し、不足する場合は、新しいろ過砂、ろ過砂利をろ過池に運搬、搬入するとともに、ろ過池の壁面、床面のクラック補修を行うものでございます。

変更の主な理由といたしましては、その搬出、運搬、ふるい分け、洗浄、再運搬、搬入及び新ろ過砂、ろ過砂利の運搬、搬入量の増減、ろ過池の壁面のクラック補修の増加が要因となっております。その増加要因につきましては、改修工事中に判明したもので、昨年 12 月の段階では、まだ確定できませんでしたので、本議会に変更契約を上程をさせていただいております。

現在の契約額 1 億 2,870 万円を 187 万円増額し、1 億 3,057 万円で変更契約しようとするもので、佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

ご承認を賜りますように、お願いを申し上げ、提案理由の説明を終らせていただきます。

議長（石堂 基君） 説明が終わりました。

なお、本案については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） これろ過の砂なんかは、何年周期ぐらいで、交換されておるんでしょう。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 上下水道課長。

上下水道課長（梶本周作君） このろ過砂なんですけれども、久崎浄水場については、約 40 年前に施工されておりまして、大酒については、約 20 年前に施工されております。

それぞれ、砂のかき取り等で補修等を行っておるんですけれども、そういった中で、更生をしております、当初から更新については、実施しておりませんで、今回、初めて行ったというような状況でございます。以上です。

議長（石堂 基君） よろしいですか。ほかに質疑ありますか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 64 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 64 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 64 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 23. 閉会中の常任委員会所管事務調査について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 23 は閉会中の常任委員会所管事務調査についてであります。

お諮りします。閉会中の各委員会の所管事務調査及び継続調査については、別紙、申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、閉会中の各委員会の所管事務調査については、別紙申し出のとおり決定しました。

日程第 24. 議員派遣について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 24、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、別紙に記載のとおり派遣することにしたいと思います。

なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣については、別紙に記載のとおり派遣することに決定しました。

議長（石堂 基君） 以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。これをもちまして、今期定例会に付議されました案件は、全て終了しましたので、閉会としたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、第 102 回佐用町議会定例会は、これをもって閉会とします。

午前 11 時 48 分 閉会

議長挨拶

議長（石堂 基君） 閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

御挨拶の前に、私のほうから 1 件報告をさせていただきます。

今期定例会の開会時に議員の皆さん、並びに当局の皆様には、私、私事でありませうけども、病気治療中のため、着帽したまま議事の進行に当たらせていただくことをお断りをさせていただいたところでもあります。

この会期中の一般質問 2 日間、テレビ放送が行われ、住民の皆さんがご覧になられました。2 日目の質問中でありましたけれども、議会事務局のほうにご意見をいただきました。

議長が、神聖なる議場で帽子を被っているのはいかがなものか。

ずっと咳をしているけども、体調が悪いのであれば、副議長と交代して議事の進行を行うべきではないか。

1 日目だったと思うんですけども、私が、用便により、この議事の進行を、一時中断をお願いしました。そのことについても、同じように、議長が都合悪い時は、副議長に進行を頼むべきではないか等のご意見をいただきました。

皆様には、お断りをおったつもりですけれども、一般質問の 2 日間については、住民の皆さんにライブ放送で見ていただいた。その中で十分な説明、あるいは報告等をしていなかったために、こうしたご意見、そしてまた、不快な思いを与えてしまったように思います。

このことについては、十分反省をし、今後の進行に当たりたいと思います。

このことに関し、ご意見をいただいた以外の方から、それぞれ議員の皆さん、あるいは、当局に対して、同様の進言なりご意見をいただくことがありますので、その時には、皆様にも大変ご迷惑をおかけすることになりますけれども、よろしく申し上げます。

さて、今期定例会、無事に終えることができました。

中心になります令和3年度の予算については、特別委員会を設置していただき、審議をいただき、その結果、本日、採決の運びとなりました。

特別委員会の進行に当たっていただきました平岡委員長並びに、金澤副委員長、本当に御苦労さまでした。

今回、認定されました令和3年度の予算、特に、大きな事業がないというふうに思われますけれども、私自身は、国の3次の補正予算等も含めて、新型感染症に対する予算を多く含んだものであり、さらに言えば、その実施に当たって、非常にタイムリーな進め方が求められる内容となっていると思います。

どうか当局の皆さんにおかれましては、この執行に当たって、十分に効果のある実務のほうを進めていただきたいと思います。

最後になりますけれども、この後、当局のほうから、庵途町長のほうから、報告があると思いますけれども、この3月をもって、役場の職員を退職される皆さんが10名あるというふうに聞いております。

特に、議会对応として、この議場のほうに、議会のほうに足しげく通っていただき、対応していただいた職員の皆様には、改めて、感謝と敬意を表したいと思います。

皆さんは、それぞれ退職されて、4月から、あるいは5月からの事前の進路も決まっているように聞いております。

しかし、3年、4年を目途にするというのではなく、現役世代は、まだまだ続きます。健康寿命からすると、まだ、退職される皆さんも5年、10年、いや15年は現役世代だろうと思います。その現役世代を有意義に過ごしていただくために、この大切な期間をしばらく過ごしていただきたいと思います。

私も少し経験がありますけれども、公務員生活が長い、それを十分に30年、40年消化した、本当にすごいことだと思います。しかし、一般からすれば、ほかの経験がないということになります。これから先、セカンドスキルアップのために、これまで、皆さんが蓄えてきたガソリンエンジンのパワーユニット、プラス、モーターぐらいは取り込んで、ハイブリットで75、80を迎えられるような、そうした時間の過ごし方を、ぜひ考えてみてほしいと思います。

いずれにしましても、まだまだ先、長くなります。しかし、健康な時というのは、明日までかも分かりません。1年先かも分かりません。どうか、1日、1日を、ご自身のために、そしてまた、家族のために、そして、地域のために、引いては、佐用町のために時間を過ごしていただくことを、心からお願いをして、この定例会の閉会の挨拶とさせていただきます。御苦労さまでした。

それでは、庵途町長、挨拶をお願いします。

町長挨拶

町長（庵途典章君） 失礼します。

定例会閉会に当たりまして、一言、お礼の御挨拶をさせていただきます。

まずは、本定例会に上程をさせていただきました、来年度、令和3年度の一般会計並びに各会計、そのほかたくさんの議案につきまして、それぞれ慎重にご審議を賜り、全て原案どおり可決、決定、承認をいただきましたことを、まずもお礼を申し上げます。

令和2年度も、こうして、あと1週間で終わり。引き続いて、また、令和3年度がスタートいたします。

この令和2年度というのは、本当にコロナウイルスの感染症、この拡大ということで、世界中が大きな混乱の中に巻き込まれ、行政におきまして、異常な、また、異例な対応

をせざるを得ない1年間でありました。

ただ、この年度におきましては、ほかの大きな異常、気象災害と言われるような災害もなく、ある意味では、そうした面で救われました。こうして、何とか無事、この1年間、令和2年度を終えることに、心から感謝をしたいと思います。

令和3年度が、もう4月からスタートをするわけですがけれども、令和3年度に入りまして、4月にコロナウイルスのワクチンも何とか1箱ぐらいが到着するというような予定は聞いております。ただ、本格的なワクチン接種につきましては、5月に入ってから。また、6月、7月ということで、まだまだ、全町民の皆さんに、このワクチンが届くのは、相当時間がかかると思います。

こうした新型コロナウイルス、こうしたウイルスにつきましては、なかなか完全に、すぐ消えるということはありません。過去の、昔の例から見ても、ある程度、収束という形になるには、2年、3年と、本当に時間もかかるということも覚悟しなければならないと思います。

そういう中で、令和3年度におきましても、まだ、こういう状況を続けながら、感染防止に努めながら、しかし、行政の、いろんな町民の皆さんへのサービス、執行につきましては、早め早めに停滞のないように、引き続いて努力をしてまいりたいと考えております。

皆さん方におかれましても、感染防止に努めていただき、それぞれの健康に十分ご留意をいただきながら活躍をいただき、そして行政執行におきまして、さらなる引き続いてのご支援とご協力を、よろしくお願いを申し上げまして、閉会に当たりましてのお礼の御挨拶とさせていただきます。

この後、今、議長からも申し添えていただきましたけれども、お疲れの中、申し訳ございませんけれども、若干、私のほうから、報告事項もありますし、最後に、今3月末をもって退職をする、卒業をする、出席しております課長並びに、4月1日付の人事異動の内示をいたしておいます。その点につきまして、皆さんにもご報告をさせていただきたいと思っておりますので、もうしばらく時間を賜りたいと思っております。よろしくお願ひします。誠にありがとうございました。

議長（石堂 基君）

ありがとうございました。